

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第３５号）第１７条第１項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年２月９日

川崎市長 福田 紀彦

１ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
１	愛する祖国へ帰れば良いものを？遠慮せずお帰り
２	祖国に帰ればいいと思う
３	・愛する祖国に帰ればよいだけの話だ ・愛する祖国へ帰ろう在日諸君
４	帰ってくれ
５	祖国に帰れば解決する
６	出ていけよ
７	優しい祖国に帰ったらどうだ？
８	・何で帰らないの？ ・帰れよ ・何で日本に居座ってんの？ ・お前らの国は日本じゃない ・今すぐ帰れよ
９	もう帰国するしかないよね
１０	祖国に帰国すれば良いだけの話である
１１	祖国か好きな国に行けばいいんだよ

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記 1 に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記 1 の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和 8 年 2 月 5 日

5 その他

- (1) 上記 1 の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。